

訪問診療までの流れ

1 新規のご相談

入院中の方は、病院の地域連携室へご相談ください。ご自宅で療養されているかたは、かかりつけ医、ケアマネジャー、訪問看護師さん等を通じてご紹介いただくか、ご本人・ご家族からお電話でお問い合わせください。

2 面談

クリニックにお越しいただくか、ご自宅に伺ってご家族またはご本人に訪問診療についてご説明いたします。かかりつけ医からの診療情報提供書(紹介状)は必ず必要ですのでご準備ください。

3 契約

訪問診療の内容についてご理解いただき、定期訪問をご希望されたら、申込書を提出していただき訪問診療が開始となります。医療保険証、介護保険証(持っている方のみ)が必要です。

4 定期訪問

具合が悪いときだけ訪問する往診とはちがい、病状が安定されているときもおおむね月2回定期訪問して診察いたします。普段の暮らしぶりを知ることで、普段と違う病状にすばやく気づくことができます。

診療エリア

吹田市全域、摂津市・茨木市・豊中市の一部
大阪市淀川区・東淀川区の一部



こちらのマップは目安です、詳しくはお問い合わせください。

診療時間

	月	火	水	木	金	土
9:00 ~ 12:00	予約制	予約制	—	予約制	予約制	—
13:00 ~ 17:00	予約制	予約制	—	予約制	予約制	—

休診日:水曜日・土曜日・日曜日・祝日


医院概要



住所 〒564-0031
大阪府吹田市元町 23-18-1F

URL <https://tomo-zaitaku-clinic.jp>

お問い合わせ

 **06-6310-2031**
(平日9:00~17:00)



とも在宅クリニック

とも在宅クリニックは訪問診療を主として行っている「在宅療養支援診療所」です。



人はそれぞれ年齢と同じだけの人生体験を持っています。過去につらい経験があった時、そうならないように生きたいと考えるのは当然のこと。

何を大切に生きていきたいかは人それぞれです。

病気になると、今まで当たり前に行っていたことができなくなったり、入院治療のために大好きな趣味を諦めなくてはいいけないなど生活面での制限がでてきます。あなたにとって大切な日常生活を維持するためには、病院よりも自宅のほうが相応しい場合もあるのです。

とも在宅クリニックは、生活の維持に重点を置いたクリニックです。何らかの不調がありながらも、ご家族・医療者・介護者の助けを借りながら在宅療養を継続している方はたくさんおられます。そんな皆様が前を向いて笑顔で歩いていけるようサポートさせていただきます。



院長 佐々原 友子

院長略歴

■ 過去の勤務先

- 和歌山県立医科大学附属病院
- 日本赤十字社和歌山医療センター
- 吹田市民病院
- 市立豊中病院
- (医)拓海会 神経内科クリニック 他

■ 所属学会

- 日本麻酔科学会
- 日本緩和医療学会

■ その他

- 認知症サポート医
- 日本尊厳死協会会員(リビングウィル受容協力医師)
- エンドオブライフケア協会 会員

ご自宅、入所中の療養生活をサポート致します。

日常生活を維持することは、当たり前のように思えて実は難しいことかもしれません。健康な人にとってはそれが当たり前であっても、体調を崩した時にはじめてその大切さに気づくでしょう。皆さんがイメージされる医療とは、体調の悪いときに近くのクリニックへ行って検査や投薬をしてもらう事でしょうか。または大きな病院に入院して手術や検査をする事でしょうか。経験された方はわかりだと思いますが、病院に入院するとほとんどの日常生活を中断せざるを得ません。当院は、かかりつけ医として患者さんとご家族が在宅での暮らしを維持しつつ、病気療養をしていけるようサポートするクリニックです。



クリニックの3つの特長



訪問診療の
専門クリニックです

あらかじめ決められたスケジュールに従って定期的にご自宅、または入所中の施設を訪問して診察いたします。



女性医師です

医師は女性ですので、男性医師の診察に抵抗のある方にも安心して受診していただけます。



24時間対応です

急な病状の変化があった場合、24時間体制でご連絡していただけます。緊急に往診が必要だと判断される場合には夜中でもご自宅までかけつけます。

訪問診療の対象となる患者さま

訪問診療は病気または体力低下・認知症等により通院困難である方を対象としております。定期的に他の病院に通院したい方や、別の病院で継続処方を受けたい方は通院頻度により訪問診療の対象外になる場合がございます。詳しくは電話でお問い合わせください。



地域の医療・介護の連携

在宅療養中に何らかの理由で入院が必要となった場合は、連携する医療機関等に受け入れ調整をいたします。介護保険によるサービスをご利用中の方は介護事業所やケアマネジャーさんと連携して暮らしをサポートします。



お支払いについて

一例として、医療費と介護費の自己負担割合がともに1割の方が月2回定期訪問を受けた場合、1ヶ月あたりの請求額は8,000円～10,000円ぐらいです。



- ※1 在宅酸素や中心静脈輸液を行っている方は追加料金が必要になる場合があります。
- ※2 特定医療費(指定難病)受給者証や障がい者医療証等をお持ちの方は、自己負担額が減額されますので別途お問い合わせください。
- ※3 定期訪問以外に臨時で往診した場合や時間外に電話で診療のお問い合わせをされた場合も料金が発生いたします。
- ※4 1回の訪問あたり距離にかかわらず300円(税別)の交通費を別途頂戴しております。

